

長野県環境審議会 長野県環境基本計画策定専門委員会設置要綱

(目的)

第1 長野県環境基本条例(平成8年長野県条例第13号)第8条第1項に規定する環境基本計画の策定について調査、検討を行うため、長野県環境審議会 長野県環境基本計画策定委員会(以下「専門委員会」という。)を設置する。

(調査・検討事項)

第2 専門委員会は次に掲げる事項について調査、検討する。

- (1)長野県環境基本条例第8条第1項に規定する環境基本計画の策定に関すること
- (2)その他必要と認められること

(組織)

第3 専門委員会は、長野県環境基本条例第29条第3項の規定により任命された専門委員(以下「委員」という。)10名以内で組織する。

- 2 専門委員会には委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4 専門委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(報告)

第5 委員長は、長野県環境審議会会長に対し、書面をもって調査、検討結果の報告を行う。

(事務局)

第6 専門委員会の事務局は、長野県環境部環境政策課に置く。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月5日から施行する。